

愛知県後期高齢者医療広域連合告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者を次のとおり定める。

平成24年10月3日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 柴田 紘一

1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名

愛知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 横山光明

2 職務代理期間

平成24年10月5日から愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第12条第3項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまで